津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター処務規則

昭和４８年３月３０日
津山圏域衛生処理組合規則第４号
改正　平成３年６月１日規則第１号
平成１５年３月３１日規則第３号
平成２８年１２月１日規則第２号
改正　平成３１年４月１日規則第２号

（目的）

第１条　この規則は，津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター（以下「センター」という。）の処務について，必要な事項を定めることを目的とする。

（職員）

第２条　センターに，センター長・次長・係長及びその他の職員を置く。

２　前項の職員は，津山圏域衛生処理組合職員定数条例（昭和４８年津山圏域衛生処理組合条例第４号）第２条に定める職員をもってあてる。

（職務）

第３条　センター長は，上司の命を受けてセンターの業務を管理し，所属職員を指揮監督する。

２　次長は，センター長を補佐し，センター長事故あるときは，その職務を代理する。

３　係長は，上司の命を受けて，センターの業務を処理し，所属職員を指揮監督する。

４　その他の職員は，上司の命を受けて，その業務を処理する。

（業務）

第４条　センターは，次の業務を処理する。

⑴　センターの管理・運営に関すること

⑵　し尿等の搬入調整及び処理に関すること

⑶　各種記録の作成及び報告に関すること

（専決事項）

第５条　次に掲げる事項は，センター長において専決することができる。

⑴　し尿等の搬入調整及び処理に関すること

⑵　前号に定めるもののほか，津山市事務決裁規程（平成９年津山市訓令第２号）を準用し，同規程の規定による課長の共通専決事項に関すること

２　前項の専決事項であっても，異例若しくは重要と認められる事項は，すべて上司の決裁

を受けなければならない。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は管理者の承認を得てセンター長が別に定める。

付　　則

この規則は，昭和４８年４月１日から施行する。

付　　則（平成３年６月１日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行する。

付　　則（平成１５年３月３１日規則第３号）

この規則は，公布の日から施行する。

付　　則（平成２８年１２月１日規則第２号）

この規則は，公布の日から施行し，平成２８年４月１日から適用する。

付　　則（平成３１年４月１日規則第２号）

この規則は，公布の日から施行する。